

国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程

〔平成19年8月20日〕
規則第62号

改正 平成20年2月26日規則第13号 平成21年3月31日規則第70号
平成26年12月24日規則第57号 平成27年3月24日規則第55号
平成27年4月28日規則第96号 平成27年12月22日規則第116号
平成29年10月10日規則第52号 令和4年10月25日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が海外に設置する拠点（以下「海外拠点」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 海外拠点は、本学の海外における教育研究活動及び教育研究活動を通じた国際連携を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、部局等とは、国際マネジメント・オフィス、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、大学院総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部及びアジア・アフリカ言語文化研究所をいう。

2 この規程において、Global Japan Office 及び Global Japan Desk とは、海外拠点のうち学術交流協定校に置き、特定の教育研究活動の支援を行うものをいう。

(設置等の申請)

第4条 海外拠点を設置又は廃止しようとする部局等の長は、設置計画については別紙様式1により、また、廃止計画については別紙様式2により、学長に申請するものとする。

2 Global Japan Office 又は Global Japan Desk の設置又は廃止については別に定める「東京外国語大学における国際学術交流協定締結等の手順」に従い、国際マネジメント・オフィス長に申請するものとする。

(設置等の決定)

第5条 学長は、前条に定める設置又は廃止計画の申請があった場合は、役員会の議を経て決定するものとする。ただし、Global Japan Office 又は Global Japan Desk の設置又は廃止計画の申請があった場合は教育研究評議会の議を経て決定するものとする。

(設置部局等及び海外拠点の名称等)

第6条 海外拠点を置く部局等、海外拠点の名称及び所在地は、別に取りまとめ、本学ホームページに登載するものとする。

(海外拠点の長)

第7条 海外拠点の長及びその任期については、前条別表に定める部局等において決定する。

2 前項において海外拠点の長について決定した場合は、当該部局等の長が学長に報告する。

3 海外拠点の長は、海外拠点の管理運営に関する業務を掌理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、海外拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年8月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の際に本学が設置している海外拠点については、この規程により設置されたものとして取り扱う。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行し、別表中 Global Japan Office (ヤンゴン大学) については平成26年12月20日から、Global Japan Office (淡江大学) については平成26年12月22日から、Global Japan Office (ロンドン大学 SOAS) については平成27年2月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月28日から施行し、別表中 Global Japan Office (上海外国語大学) については平成27年4月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月22日から施行し、別表中 Global Japan Office (韓国外国語大学校) については平成27年10月28日から、Global Japan Office (サラマンカ大学) については平成27年12月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月10日から施行し、別表中 Global Japan Office (カイロ大学) については平成27年11月16日から、Global Japan Office (グアナフアト大学) については平成28年2月10日から、Global Japan Office (ベオグラード大学) については平成28年3月17日から、Global Japan Office (リオ・デ・ジャネイロ州立大

学)については平成28年3月18日から、Global Japan Office (国際人文開発大学) については平成28年9月3日から、Global Japan Office (ヴィータウタス・マグヌス大学) については平成29年3月13日から、Global Japan Office (ライデン大学) については平成29年9月1日から、Global Japan Office (リヴィウ大学) については平成29年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月25日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

海外拠点設置計画について

東京外国語大学長 殿

部局等
部局等の長

海外拠点の設置を下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

海外拠点の名称	
所在地	
設置理由	
海外拠点における教育 研究活動計画	
設置国・地域における関 係機関との連携体制（現 地法人格取得の有無等 を含む。）	
設置の時限	
運営予算（「設置の時限」 の間について記入）	

(別紙様式2)

年 月 日

海外拠点廃止計画について

東京外国語大学長 殿

部局等

部局等の長

海外拠点の廃止を下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

海外拠点の名称 (設置年月日)	
所在地	
廃止理由	
海外拠点における教育 研究活動の実績(最近3 か年の実績)	
廃止に伴う設置国・地域 との今後の連携への影 響	